

## 公益財団法人東京都医学総合研究所・利益相反に関する基本方針

制定 平成18年5月23日18医研本第156号  
改正 平成23年3月31日22医研本第1505号  
改正 平成24年6月19日24医学研知第207号  
改正 平成30年10月2日30医学研知第528号

### 1 目的

公益財団法人東京都医学総合研究所（以下「財団」という。）は、医学に関する研究を総合的に行うことにより、医学の振興を図り、その研究成果を普及することにより、都民の医療と福祉の向上に寄与することを設立の目的としている。そのため、医学に関する研究成果を産業界へ提供し、広く社会貢献していくことは当財団の使命である。この使命に基づき、現在、産学連携を推進しているところであるが、利益相反や責務相反の問題は不可避免的に生じる可能性があるため、財団及び財団職員が公正かつ効率的な実務を行っていく上で常に意識しなければならない姿勢とルールを利益相反に関する基本方針（以下「当方針」という。）として内外に明示するものである。

### 2 基本的考え方

- (1) 当方針で明示されているとおり、財団は職員の知的財産活用に対する貢献を奨励するとともに、職員は知的財産活用を積極的に推進する。
- (2) 利益相反は、職員の知的財産活用等産学連携事業を推進する上で不可避免的に生じる可能性がある。

財団は、公正かつ効率的に産学連携事業を推進するために、財団の職務に対して個人的な利益を優先させていると客観的に見られる場合（狭義の利益相反）や、個人的な利益の有無にかかわらず財団外部の活動へ時間配分を優先させていると客観的に見られる場合（責務相反）のように、利益相反（広義の利益相反）が生じたとき、又はそのおそれがあるときは、職員の利益相反が深刻な事態に陥らないよう適正にマネジメントし、解決のための措置を講じる。

この場合、法令や財団の規程等に対する違反がなくても、財団への社会的信頼に背くことのないよう、公正性及び透明性の観点から妥当かどうかの基準を明確にし、遵守するという考え方に基づいて、利益相反のマネジメントを行う。

- (3) 財団は、利益相反のマネジメントについて、産業界等外部に対しても理

解と協力を求め、利益相反問題の円滑な解決を図ることにより、産学連携を推進する。

### 3 利益相反マネジメントの対象

財団は、次に掲げる活動（以下「対象活動」という。）を対象として利益相反マネジメントを行うものとする。

- (1) 地方公務員法第38条又は公益財団法人東京都医学総合研究所職員就業規則第7条第3号の許可を得て行う兼業活動の場合（技術指導を含む。）
- (2) 民間企業との関係において、株式の取得、保有、売買等、何らかの経済的利益を受ける場合
- (3) 民間企業等に財団職員が自らの発明を技術移転する場合
- (4) 共同研究や受託研究に参加する場合
- (5) 外部から寄付金、設備・物品の供与を受ける場合
- (6) 民間企業等に対して、施設、設備の利用を提供する場合、または民間企業等の在籍者を研究に参加させる場合
- (7) (1)～(6)の相手方等から物品を購入する場合
- (8) その他研究活動に関し、外部から何らかの便益を供与されたり、供与が想定される場合

### 4 利益相反マネジメントの体制及び手続

- (1) 財団は、利益相反のマネジメントに関する重要事項を審議するため、利益相反委員会を設置する。

なお、当方針に定めるもののほか、利益相反委員会の運営に係る必要な事項は、別に定める。

- (2) 利益相反委員会は、利益相反に関する申告及びモニタリングの審査、利益相反ガイドラインの制定及び改廃、利益相反の防止に関する施策の決定、その他の利益相反に関する重要な事項を審議する。
- (3) 職員は、上記3の対象活動に係る実施状況等について、次の場合に、利益相反に関する申告を利益相反委員会に行わなければならない。

ア 定期申告

イ 「厚生労働科学研究における利益相反の管理に関する指針（平成20年3月31日科発第0331001号厚生科学課長決定）」に基づき実施する厚生労働科学研究及び国立研究開発法人日本医療研究開発機構が所管する研究費を用いた研究に関する利益相反の申告

ウ その他利益相反マネジメントを行う上で必要があると思われるとき又は利益相反委員会に求められた場合

- (4) 利益相反委員会は、必要に応じて弁護士等の外部専門家を活用したカウンセリングの実施も含め、職員に対する助言等の利益相反に対する適切かつ迅速な対応を行う。
- (5) 財団は、初任職員研修、定期的職員研修等、利益相反問題への適切な対処に必要な研修を行うなど、利益相反マネジメントに関する施策を実施する。

附 則（平成 23 年 22 医研本第 1505 号）

この方針は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 24 医学研知第 207 号）

この方針は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 30 医学研知第 528 号）

この方針は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。